

1 教師を取り巻く環境整備について

我が国の学校教育の中核であり、その成否を左右する教師に質の高い人材を確保することは必須であり、抜本的に教職の魅力を向上させるため、教師を取り巻く環境整備を進めることが重要です。

平成28年度に実施した教員勤務実態調査において、教師の厳しい勤務実態が明らかとなったことなどを踏まえ、文部科学省においては、令和元年に給特法*を改正し、平成31年に策定した「公立小学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を法的根拠のある「指針」に格上げするとともに、小学校における35人学級の計画的な整備等の教職員定数の改善、教師を支援するスタッフの配置の充実、ICTを活用した業務効率化等、働き方改革をはじめとする教師を取り巻く環境整備に取り組んできました。（*公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法）

令和4年度に実施した教員勤務実態調査の結果によれば、前回調査と比較して、全ての職種で、平日・土日ともに在校等時間が減少しているなど、働き方改革の成果が着実にしつつあるものの、調査結果を基に推計した教諭の月当たりの時間外在校等時間は、小学校は約41時間、中学校は約58時間となっており、依然として長時間勤務の教師も多いことから、引き続き取組を加速させていく必要があります。

令和5年5月には、文部科学大臣から中央教育審議会に対し諮問し、学校における働き方改革、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実について総合的に検討いただいています。

8月には、「できることを直ちに行う」という考え方のもと、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取

り組むべき施策（提言）」（以下、「緊急提言」という。）が取りまとめられました。緊急提言においては、冒頭、我が国の学校教育が世界に誇るべき成果を上げることができたのは、教師の献身的な取組によるものであるという敬意が示された上で、今般の改革の目指すべき方向性は、長時間勤務の是正を図ることで教師の健康を守ることはもとより、高度専門職である教師が新しい知識・技能等を学び続け、子供たちに対してより良い教育を行うことができるようにすることにあるとしています。そして、これまでの働き方改革の取組の進展により、教師の時間外在校等時間の状況は一定程度改善したものの、依然として長時間勤務の教師が多いという課題が示されています。

このような状況を改善し、より持続可能な教育環境を構築するためには、

- ① 国、都道府県、市町村、各学校など、それぞれの主体が自分事としてその権限と責任に基づき主体的に取り組むこと。
- ② 保護者や地域住民、企業など、社会全体が一丸となって課題に対応していくこと

が極めて重要であるとして、例えば、学校において授業時数や学校行事の在り方の見直しを行うことや、これらの改善が適切に行われるよう教育委員会が指導助言することなど、各主体による具体的な取組が提言されています。

文部科学省では、緊急提言を受けて、文部科学大臣メッセージとして「子供たちのための学校の働き方改革 できることを直ちに、一緒に」を発表しました。その内容は、1点目に国が先頭に立って改革を進め、これまで以上に力強く教育予算を確保する決意を表明したこと、2点目に学校や教育委員会はできることを直ちに実行すべきであること、3点目に保護者や地域住民の皆様に対し、学校の業務や役割分担の見直しへの御

理解と御支援をお願いしたことです。文部科学省としては、教育委員会や学校における働き方改革の進捗状況を確認し、特に今年度においては、緊急提言においてフォローアップの必要性が指摘された事項を中心に「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を実施し、その結果を12月に公表しました。平成31年の中央教育審議会答申において示された「学校・教師が担う業務に係る3分類」については、全体的に順調に取組が進んでいる一方で、地方自治体間の取組状況に差が見られました。また、緊急提言を踏まえ、教育委員会が特に優先的に取り組むとした項目は、都道府県、政令市、市区町村ともに「部活動」が最多でした。その他、授業時数の点検や学校行事の精選・重点化に係る項目もフォローアップをしております。各教育委員会におかれては、本調査結果や文部科学省からの留意事項等を踏まえて、更なる取組の推進をお願いいたします。特に、「3分類」について進捗に課題があるもののうち、

- ・「登下校の見守り」など、学校・教育委員会のみならず、首長部局と連携の上、地域や保護者に協力依頼を発信することが効果的なもの
- ・「調査・統計等への回答」や「学校徴収金の徴収・管理」など、教育委員会や首長部局の権限と責任に基づく対応によって改善が見込まれるもの

については、速やかな実行に向けた検討を開始するなど、取組を加速いただくようお願いいたします。その際、首長部局と教育委員会が一体となって取組を推進するため、例えば、働き方改革を含む教師を取り巻く環境整備について総合教育会議で議題として取り上げること等もご検討ください。

なお、概要資料には、緊急提言を踏まえての取組事例も幅広く載せておりますので、こちらも是非ご覧ください。

文部科学省としては、緊急提言等を踏まえ、令和6年度予算に

- ・小学校高学年における教科担任制の当初の予定より1年前倒しでの実施などのための教職員定数の改善

・教員業務支援員の全ての小・中学校への配置等に必要な経費を盛り込んでいます。

今般の予算を踏まえ、新たに教員業務支援員の配置充実に取り組まれる教育委員会等においては、文部科学省が作成した「協働の手引き」もご参照いただければ幸いです。

中央教育審議会においても、今年の春頃に一定の方向性を示すことを目途として議論が深められているところです。文部科学省としては、教育の質の向上に向け、引き続き、学校における働き方改革の更なる推進、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的に進めてまいります。

2 GIGA スクール構想の推進

GIGA スクール構想は、1人1台端末の整備が完了し、学校教育の基盤的なツールとしてICTの活用を進めてきた「GIGA スクール構想」は次のステージに向かおうとしています。

その前提として、「公教育の必須ツール」として欠かせない端末について、端末の更新、さらに端末の故障時等においても子供たちの学びを止めない観点から、予備機の整備も進められるよう、令和5年度補正予算において都道府県に基金を設置するための予算を計上しました。

全体としては、ICTの活用が進む地域・学校が増えている一方で、活用の進まない地域・学校も依然としてあります。令和5年度・6年度を集中推進期間として位置づけた上で、徹底的な伴走支援の抜本的強化により一気に底上げを図ってまいります。具体的には、GIGA スクール運営支援センターの整備支援、ネットワークアセスメントの促進や国費によるアドバイザー派遣等の取組に必要な予算を令和5年度補正予算等に盛り込んでおり、全国の学校・教育委員会に対してプッシュ型の支援を継続してまいります。

働き方改革の観点で重要な、校務のデジタル化については、昨年末に学校や教育委員会の校務DX化に関する取組状況を公表しました。校務DXの推進については今後3年程度を集中取組期間と位置づけ、取組の加速化を図ってまいります。

また、初等中等教育段階における生成AIの活用については、昨年公表した「暫定的なガイドライン」も踏まえ、一部の学校でパイロット的な取組を進めており、成果や課題の分析に取り組んでいきたいと考えています。

なお、ICT環境整備に係る地財措置については、現在、令和7年度以降の学校のICT環境整備に関する方針を中央教育審議会で議論中であり、必要な支援について検討してまいります。

3 いじめ対策・不登校児童生徒への支援について

いじめは絶対に許されず、ましてやいじめによって子供たちの命が失われることは決してあってはならないという思いのもと、文部科学省として、いじめ防止対策推進法の施行以降、法や国の基本方針等の周知に取り組んできたところです。

各教育現場においても、法に基づく積極的な認知が浸透してきたことにより、いじめの認知件数は、平成25年度の約19万件から、令和4年度には約68万件にまで増加しており、いじめの解消状況についても、令和4年度は認知件数約68万件のうち、約53万件と8割近くにのぼっております。このことは、教育関係者による「いじめをより積極的に認知し、対応していこう」という取組の現れであると考えております。

その一方で、未だに生命や心身等に影響を及ぼす重大な事態が発生していることや、いわゆるネットいじめなど、いじめが多様化する中で、把握すること自体が困難な事案も増加している等の課題もあります。

特に、いじめの重大事態件数については、令和4年度は923件で過去最多となっており、その923件の内、

約4割にあたる357件では、重大事態として対応する以前にいじめとして認知をしていなかったという結果が出ています。

これらの調査結果や、いじめの重大事態への対応について、体制面や運用面にかかる様々な課題がこれまで指摘されてきていることを踏まえ、文部科学省では現在、「いじめ防止対策協議会」において、有識者の方々に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改定に向けて、御議論いただいているところです。

法の施行から10年が経過し、子供たちを取り巻く環境も大きく変化する中で、各教育現場におかれましては、今一度初心に立ち返り、法や国の基本方針等に基づいた、いじめの早期発見・組織的対応の徹底をお願いいたします。

次に不登校対策について、小・中・高等学校で不登校児童生徒が9年連続で増加し、令和3年度には約30万人と過去最多となったことを踏まえ、文部科学省では、令和5年3月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を取りまとめました。

本プランは、1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えること、2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援すること、3. 学校の風土の「見える化」を通して学校を「みんなが安心して学べる」場所にすることの3つを柱とし、不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指すものです。

プランに基づき、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成する「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）」の設置を促進するなどの取組を進め、将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう、分教室型も含め全国300校の設置を目指しています。また、直近の設置目標として第四期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）に基づき、計画期間である令和9年度までに全ての都道府県・指定都市へ設置することを掲げています。

加えて、令和4年度の小・中・高等学校における不

登校児童生徒が約 35 万人と過去最多を更新したことを踏まえ、令和 5 年 10 月には「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」を取りまとめました。

本パッケージにおいては、COCOLOプランを前倒し、校内教育支援センターの設置促進や教育支援センターのICT整備やアウトリーチ機能の強化、ICT端末を活用した「心の健康観察」の推進や、より課題を抱える学校へのスクールカウンセラー等の配置充実などを行うこととしており、令和 5 年度補正予算に必要な経費を計上しました。加えて、本パッケージに基づき学びの多様化学校の更なる設置促進のため、設置ノウハウや課題の共有のための全国会議を開催するとともに、学びの多様化学校設置経験者を自治体に派遣し、相談・助言が受けられる「学びの多様化学校マイスター」制度を創設いたしました。令和 6 年度予算においては学びの多様化学校の設置前の準備経費、設置後の運営経費を補助する事業を盛り込んでおります。

文部科学省としては、引き続き子供達に寄り添いつつ、教育委員会や学校と連携していじめ・不登校の対応強化に取り組んでまいります。

4 キャリア教育

キャリア教育は、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育です。学校においては、各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育を進めていくことが必要です。

学校における具体的な方向性としては、「キャリア・パスポートの活用」や、「職場体験活動や就業体験活動（インターンシップ）などの職業に関する体験活動の充実」等があげられます。

特に、職業に関する体験活動は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施率が低下し、児童生徒の職業観・勤労観への影響が懸念されるため、実施状況を

コロナ禍前に戻していくとともに、改めてその目的や意義を踏まえて実施していくことが求められます。

文部科学省においては、キャリア教育の優れた実践事例等を周知するなど、引き続き、キャリア教育を推進していくために必要な取組を進めてまいります。

5 外国語教育の強化

外国語活動及び外国語科では、小・中・高等学校を通じ、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」の言語活動を通して、外国語によるコミュニケーションを図る資質・能力を育成することを目標としています。

文部科学省では、英語教育に関する全国的な課題や第4期教育振興基本計画の指標等を踏まえ、AI等のデジタル技術を活用した「話すこと」等の発信力強化に向けた実証研究や、教師の英語力・指導力向上のためのオンライン研修等の実施など、英語教育の更なる強化を図ります。

また、優れた授業の実践例や指導のポイント等の動画公開（令和 6 年 3 月現在 計 90 本）など、授業改善に向けた支援の更なる充実を図ります。

文部科学省 YouTube 公式チャンネル「外国語教育はこう変わる!」公開中! <https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbCsze5PvMhQ1TS-jXEZKA4f>

6 義務教育における これからの学校の在り方

中央教育審議会「義務教育の在り方ワーキンググループ」では、令和5年 12 月に、義務教育における今後の学校の在り方についての基本的な考え方やその実現に向けた取組の方向性について、「[義務教育の在り方](#)

「ワーキンググループ中間まとめ」を取りまとめました。

中間まとめでは、義務教育を取り巻く今日的な課題や学校の役割・意義の歴史的経緯、義務教育の目的と学校の役割、日本型学校教育の強みと弱み等を踏まえ、目指すべき義務教育・学校教育の姿及び取組の方向性について、①義務教育の中核としての学校教育の役割、②公教育としての共通性の担保と多様性の包摂、③児童生徒と教師が集い、共に学び、生活する場としての価値の最大化、④生涯学習社会を生き抜く自立した学習者の育成、⑤義務教育の目的を達成するための創意工夫の発揮、⑥公教育を支える学習基盤に係る一体的な検討・充実の6つの観点からまとめられたほか、今後の学校教育の展開の在り方に大きく影響する可能性を有する学びにおけるオンラインの活用の基本的な考え方等が提言されています。

特に義務教育段階におけるオンラインの活用は、学校や教師に代わるようなものではなく、対面による指導の中でオンラインを適切に組み合わせることで、子供たちの興味・関心を喚起し、学習活動の幅を広げる観点から教師をサポートし、児童生徒の学習をより充実させるものと位置づけられるべきであり、こうした基本的な考え方を前提に、オンラインの積極的かつ有効な活用に向け、オンラインを活用した学びの充実のための取組や学びへのアクセスを保障するための取組等を進めていくことが必要であるとしています。

本中間まとめで示された基本的な考え方を共通の方向性として、引き続き各部会等における専門的な議論・検討を進めてまいります。

7 高等学校改革の推進

令和4年11月より、中央教育審議会に「高等学校教育の在り方ワーキンググループ」を設置し、少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方、全日制・定時制・通信制の望ましい在り方、探究・文理横断・

実践的な学びの推進等について議論いただき、昨年8月に「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」が示されました。中間まとめでは、高等学校教育の質の確保・向上に向けて、「多様性への対応」と「共通性の確保」を併せて進める必要があることを基本的な考え方とし、小規模校の教育条件の改善、生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びの実現、全ての生徒の学びの充実等に向けた方策について提言いただいたところです。こうした提言を踏まえ、対面教育の重要性を十分に踏まえつつ、遠隔授業や通信教育の促進に向けた制度改革を行いました。

また、大学教育段階でデジタル・理数分野への学部転換の取組が進んでおり、その政策効果を最大限発揮するためにも、高等学校段階においてもデジタル等成長分野を支える人材育成の取組が必要です。上述の中間まとめにおいても、探究的な学び、STEAM教育等の文理横断的な学び、実践的な学びの推進が課題として指摘されていました。そこで、令和5年度補正予算で、高等学校DX加速化推進事業(DXハイスクール)として、情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、ICTを活用した文理横断的・探究的な学びを強化する高等学校等に対して、必要な環境整備の支援を行うこととしました。

文部科学省としては、引き続き、高等学校教育全体の一層の質の確保・向上など、「生徒を主語にした」高等学校教育の実現に向けた取組を着実に進めてまいります。

8 学びや生活の基盤をつくる 幼児教育と小学校教育の 接続について

小学校以降に育む資質・能力の基礎である新しい環境や学びに興味や関心をもって主体的に関わる姿や、目標に向かって最後まで粘り強く取り組む姿などは、幼稚園や保育所、認定こども園における多様な遊びや体験を通して培われていきます。幼稚園等と小学校にお

いては、様々な交流活動が行われていますが、接続の改善に向けて、今後は日々の教育活動についても協働して取り組むことが重要です。

(1) 小学校学習指導要領の改訂と中央教育審議会での審議

平成30年の小学校学習指導要領の改訂において、総則に「幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施」することが、初めて規定されました。

これを具現化するため、令和3年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会の下に特別委員会を設置し、令和5年2月に「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について」を公表しました。この中で、5歳児から小学校1年生の2年間（架け橋期）におけるカリキュラムを幼保小が協働して作成・実施し、資質・能力がどのように育まれたかについて、小学校1年生の修了時期を中心に共に振り返り、日々の教育活動等を評価するなどして、架け橋期の教育を充実していくことが重要であるとされました。

(2) モデル事業や大規模縦断調査などの実施

令和4年度から3年間にわたり、19の自治体の119のモデル地域（令和5年度時点）において、カリキュラムの開発・実施などに取り組んでいただいています。令和6年度は最終年度としてモデル地域での成果の普及に努めていきます。その際、本年3月に文科省で作成した幼児教育と小学校教育とのつながりを教科毎に分かりやすく整理した資料も参考にしながら各地域で取り組みを進めていただきたいと思います。

また、令和6年度から幼児教育が小学校以降の学習や生活に与える影響を検証し、質の高い幼児教育を科学的に明らかにするために、日本では初めてとなる大規模縦断調査を本格実施します。

このほか、「子ども・子育て支援新制度」において、幼稚園等と小学校が協働してカリキュラムを作成してい

る場合の財政支援の充実を行い、各園の取組を推進します。

各地方自治体においては、小学校学習指導要領の趣旨等を踏まえて、幼保小接続の改善に努めていただくようお願いします。

9 特別支援教育の振興

文部科学省では、インクルーシブ教育システムの推進に向け、障害のある子供が通常の学級でも学ぶことが出来るよう、特別支援教育支援員や医療的ケア看護職員の配置に係る財政措置の拡充や、高校段階における通級による指導の加配の充実を行うとともに、義務教育段階の通級による指導を担当する教員の基礎定数化を進めてきました。

さらに、令和5年3月に公表した、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」を踏まえ、特別支援学校と小中高等学校等の学校を一体的に運営する「インクルーシブな学校運営モデル」の創設に向けた事業を令和6年度予算案に計上しているところです。

また、病気療養中等の児童生徒について、令和5年4月に小・中・高等学校におけるオンデマンド型授業配信を制度化し、同時双方向型を原則としつつ、学校の判断によりオンデマンド型の授業配信を可能としました。

加えて、改正「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が、令和6年4月から施行されることを受け、令和5年12月28日には、文部科学省が所管する分野における事業者が適切に対応するために必要な事項を定めた「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を改正しました。

令和6年度においても、引き続き、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の

整備を両輪で取り組んでまいります。

10 学校健康教育等の充実について

近年の社会状況等の変化により、複雑化・多様化する児童生徒の現代的健康課題への対応については、学校保健活動や食育の推進に当たり中核的な役割を果たす養護教諭及び栄養教諭をはじめ、学校全体で組織的に対応していくことがより一層重要となっており、教職員の業務を支援する体制の強化が必要です。

(1) 学校保健の推進体制支援

児童生徒等が抱える健康課題が複雑化・多様化する中で、学校における健康相談や保健指導等の体制強化を支援するため、令和6年度予算案においても、繁忙期や大規模校等における養護教諭や栄養教諭の業務支援や、時代に則した資質能力の向上のための研修機会確保を図るため、養護教諭や栄養教諭の資格を有する人材を学校へ派遣する事業を実施することとしています。本事業は各地域・学校の実情に応じて柔軟に活用いただくことが可能であり、教職員の定数配置を補完する事業として学校の指導體制の充実に資するものですので、積極的な活用をお願いします。

(2) 労働安全衛生管理体制の強化

令和6年1月に公立学校等における労働安全衛生管理体制等に関する調査の結果を公表したところですが、衛生推進者・衛生管理者の未選任自治体が全体の2割程度あるなど、法令違反状態が未だに見受けられるところです。労働安全衛生管理体制の整備は教職員が意欲と使命感を持って教育活動に専念できる適切な労働環境の確保に資するものであり、学校における働き方改革の推進の基盤でもあるため、法令違反状態が是正されるよう体制整備を改めてお願いします。

(3) 学校給食費の公会計化等の推進

学校給食費の徴収・管理については、平成31年の中央教育審議会の答申において、「公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべき」とされているところ、令和4年に実施した調査においては、学校給食費の徴収・管理について、公会計で取り扱い、地方公共団体の業務として実施している自治体は35%程度に留まっており、徴収や未納者への催促等の事務が学校や教職員の負担となっている状況が生じています。教員の業務負担軽減の観点は勿論のこと、地方自治法上も、学校の設置者が実施する学校給食に関し、保護者から徴収する学校給食費については、公会計により取り扱い、学校給食の実施に必要な食材費を歳出予算に計上して支出するとともに、保護者から徴収する学校給食費についても歳入予算として計上することが適切です。昨年8月に発出した通知「学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等の推進について」においてもその旨を示し、改めて周知を行ったところですが、早急に取り組を進めていただくようお願いします。

11 より良い教科書のために

教科書は、学校における教科の主たる教材として、児童生徒が学習を進める上で重要な役割を果たすものです。教育の機会均等を実質的に保障し、全国的な教育水準の維持向上を図るため、小・中・高等学校、特別支援学校等においては、文部科学省検定済教科書等を使用しなければならないこととされています。

(1) 教科書検定

教科書検定は、民間の発行者の創意工夫による多様な教科書の発行を期待するとともに、①全国的な教育水準の維持向上、②教育の機会均等の保障、③適正な教育内容の維持、④教育の中立性の確保などの要請に応えるため実施しているものです。

令和6年度には、高等学校（主として低学年）の教科書検定を行うこととしています。

(2) 教科書採択

教科書採択は、主たる教材としての教科書を決定する重要な行為です。文部科学省は、教科書採択の公正性・透明性がしっかりと確保されるよう取り組んでいます。

令和6年度には、中学校用教科書の採択が行われる予定です。

(3) 教科書無償給与・教科用特定図書

文部科学省では、憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現する施策として教科書無償給与制度を実施するとともに、障害のある児童生徒が検定済教科書等に代えて使用する拡大教科書や、通常の検定済教科書では文字等の認識が困難な発達障害等の児童生徒向けの音声教材など、教科用特定図書等の普及を図っています。

(4) 学習者用デジタル教科書

学習者用デジタル教科書は、紙の教科書に代えて使用することができる教材で、個別最適な学びと協働的な学びの観点から児童生徒の教育の充実を図るため、小学校5年生から中学校3年生までを対象として「英語」、次に「算数・数学」を段階的に導入することとしています。これを踏まえ、文部科学省では、導入に必要な予算を措置するとともに、その効果的な活用の在り方等に関するガイドラインや実践事例集を公表するなど、その円滑な導入に向けて取組を進めておりますので、教育委員会におかれましては、活用の促進をお願いします。



学習者用デジタル教科書について

12 初等中等教育段階における教育費負担軽減

初等中等教育段階の教育費負担軽減については、義務教育段階では公立学校の授業料は無償であり、経済的に困難な家庭に対する学用品費等を支援する就学援助制度を設けるとともに、高等学校段階では、授業料を支援する高等学校等就学支援金と、低所得世帯向けに授業料以外の教育費を支援する高校生等奨学給付金により、特に経済的に困難な家庭に対する支援を推進しています。

義務教育段階における要保護者に対する就学援助については、令和6年度予算において、小学校の新入学時児童生徒学用品費等の単価引き上げといった充実を図っており、地方単独事業である準要保護者に対する就学援助についても、地方の実情を踏まえつつ同様の取組を進めていただきたいと考えております。

また、高等学校段階では、令和2年度に私立高校等に通う年収約590万円未満世帯の生徒等を対象に高等学校等就学支援金の支給額を大幅に引き上げるとともに、令和5年4月から就学支援金制度において家計急変世帯への支援を開始しています。高校生等奨学給付金については、令和6年度予算において、第1子への給付額を増額することで支援の充実を図っています。

13 夜間中学の設置・充実

夜間中学は、義務教育未修了者のほか、不登校などにより十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方（入学希望既卒者）や、本国又は我が国において義務教育を修了できなかった外国籍の方などに、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されています。

本年4月に新たに9校が開校するなど、夜間中学の設

置は着実に進められています。

文部科学省では、平成28年12月に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」や、令和5年6月に閣議決定した「教育振興基本計画」等を踏まえ、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されることを目指し、設置・促進に取り組んでいます。

令和4年5月に、令和2年国勢調査（就業状態等基本集計）の結果が公表され、令和2年10月時点において、未就学者は約9万4千人、最終卒業学校が小学校の者は約80万4千人ということが明らかになりました。夜間中学は、今後ますます重要な役割を果たすものとして、その期待も高まってくると考えています。

各自治体においては、潜在的な入学希望者（当事者）のほか、その家族や友人、潜在的入学希望者をサポートしている福祉関係者や外国人支援者などにも夜間中学の存在を周知して多様なニーズを把握し、夜間中学の新規設置や既存の夜間中学での受入れ拡充を進めることが求められます。



夜間中学の設置促進・充実について

14

公立小・中学校の
適正規模・適正配置等

令和5年に生まれた子供の数が75万人台（速報値）となるなど、少子化等の更なる進展により、学校の小規模化や、児童生徒が集団の中で切磋琢磨しながら学んだり、社会性を高めたりすることが難しくなる等の課題の顕在化が懸念されています。新しい時代に対応した教育が求められる中で、公立小・中学校の設置者である市町村においては、それぞれの実情に応じた今後の学校教育の在り方を主体的に検討し、教育条件の改善の観点からこうした課題の解消を図っていく必要があ

ります。

①学校統合により魅力ある学校づくりを行い、地域の活性化を図ることを選択する場合や、②小規模校として存続するとともに、地域コミュニティの核としての学校の機能を重視する観点から、地域の総力を挙げ、創意工夫をいかして小規模校のメリットの最大化やデメリットの克服を図る場合等の複数の選択があると考えられ、学校の設置者である市町村のいずれの選択も尊重されるべきものと考えています。

また、広域の教育行政を担う各都道府県においても、域内全体の学校教育の充実発展に責任を持つ立場から、市町村のニーズや実情を踏まえ、適切な指導・助言・援助を行うことが期待されるところです。

文部科学省では、市町村の検討の参考となるよう、基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を作成しています。また、全国の教育委員会の担当者等を対象とした「学校魅力化フォーラム」を開催し、各地の優れた取組事例やアイデア例、近年の政策動向等の共有を図っておりますので、ぜひご参照ください。



令和5年度「学校魅力化フォーラム」
について

15

児童生徒性暴力等
対策について

本来、児童生徒等を守り育てる立場にある教員が、児童生徒等に性暴力等を行うことは断じてあってはならず、こうした非違行為があった場合には、原則として懲戒免職とするよう指導を徹底しているところです。

しかしながら、児童生徒等に対する性暴力等により懲戒処分を受ける教育職員等は後を絶たず、事態は極めて深刻な状況にあります。

令和3年に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が成立し、令和4年4月から施行されており、教育職員等による児童生徒性暴力等を明確に禁じる規定が置かれた上で、①児童生徒性暴力等の防止のための啓発、②児童生徒性暴力等の早期発見・対処のための調査・通報、③教育職員等を任命又は雇用する際のデータベースの活用義務、④児童生徒性暴力等を行い教員免許状が失効又は取上げ処分を受けた者に対する免許状再授与に関する授与権者の裁量的拒絶権等について規定しています。

教育職員等による児童生徒性暴力等は全て法律違反となることなども踏まえ、児童生徒を性暴力等の被害者とさせないためには、教育職員一人一人が法の趣旨及び基本理念について理解し、共通認識を持った上で、学校が組織的に対策を講じていくことが重要です。文部科学省 HP において、児童生徒性暴力等に関する取組事例集及び教育職員向け研修動画を公表しておりますので、現在行っている取組の再点検や校内研修等にも積極的に御活用いただき、厳正な対応を改めてお願いいたします。

[児童生徒等に対し性暴力等を行った教員への厳正な対応について：文部科学省 \(mext.go.jp\)](https://www.mext.go.jp)

16 地方教育行政の充実

教育を取り巻く社会状況が急速に変化する中で、学校現場の抱える多様化・複雑化した課題をしなやかに受け止め、各学校の「個別最適な学び」・「協働的な学び」の一体的な充実を図り、主体的、対話的で深い学びの実現を通じて「令和の日本型学校教育」を実現するためには、教育委員会による各学校への適切な関与や支援が極めて重要です。

文部科学省では、「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の在り方について、有識者会議を開催し、令和5年7月に報告書を公表しました。同報告

書では、平成26年の地方教育行政法改正も踏まえつつ、以下の観点に沿って様々な方策について記載しております。

○教育委員会の機能強化・活性化

- ・教育委員会会議の活性化
- ・教育長、教育委員の資質・能力の在り方
- ・教育委員会事務局の在り方

○教育委員会と首長との効果的な連携の在り方

- ・総合教育会議の在り方
- ・関係する首長部局等との連携促進

○教育委員会による学校運営支援

- ・学校の自主性・自律性の促進
- ・指導主事に係る体制整備
- ・教師が教育活動に専念できる環境整備

○小規模自治体への対応・広域行政の推進

- ・都道府県による市町村支援
- ・自治体間の広域連携等促進

具体的な事例も多数掲載しておりますので、ぜひ皆様お読みいただき、各自治体の教育行政を一層充実してくださるようお願いいたします。



「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けて